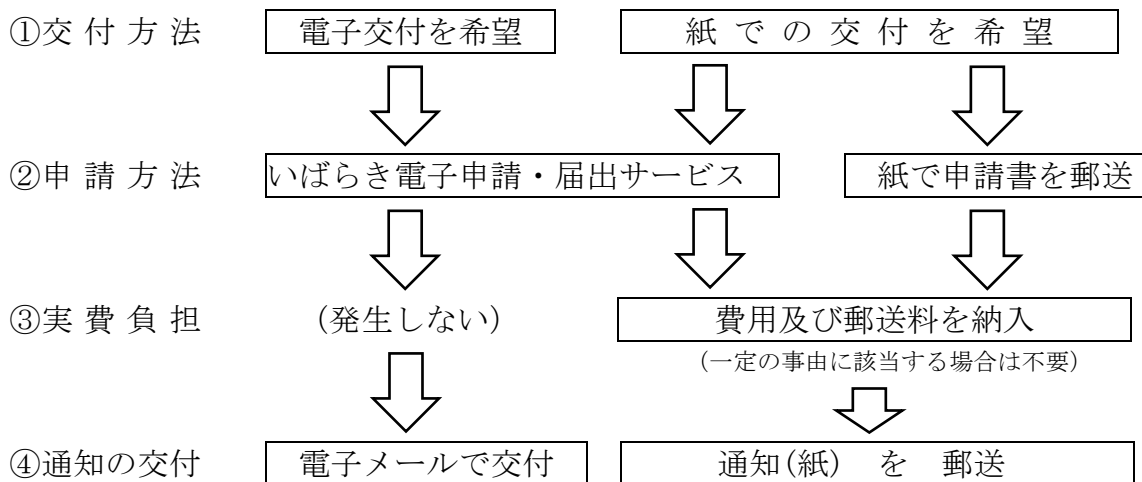


# お知らせ

- 茨城県では、業務のデジタル化を推進しています。
- 「生活保護法指定助産・施術機関の指定に関する通知」は、令和6年3月18日受付分から、電子交付の対象となります。
- なお、従来どおり紙での交付を希望する場合は、原則として、実費（費用及び郵送料）をご負担いただきますのでご留意願います。

## 【申請の流れ】



## ○電子交付を希望する場合

- ・「いばらき電子申請・届出サービス」から申請願います。(3月18日から運用開始)

[https://apply.e-tumo.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=44742](https://apply.e-tumo.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=44742)

- ・「いばらき電子申請・届出サービス」に登録いただいた電子メール宛に、「生活保護法指定助産・施術機関の指定に関する通知」をお送りします。
- ・実費（費用及び郵送料）のご負担は生じません。

【裏面へ続く】

## ○紙での交付を希望する場合

- ・原則として、実費（費用＋郵送料）をご負担いただきます。
  - ※1通の場合94円、2通の場合104円のご負担となります。
  - ※複数の業務の種類（柔道整復・あん摩マッサージ指圧等）を同時に申請する場合、その数と同数の通知を交付します。
- ・ただし、パソコン等の電子機器を持っていないなど、定められた事由に該当する場合は、実費負担は発生しません。

### 【提出書類】

- ①指定申請書（様式第3号の3）
  - ②誓約書（様式第3号の4）
  - ③通知等交付申請書 ※必ず提出してください。
  - ④申立書 ※パソコン等の電子機器を持っていないなど、一定の事由に該当する場合のみ提出願います。
- ・免許証の写し（新規で指定申請をする場合）

〈様式等ダウンロードアドレス〉

<https://www.pref.ibaraki.jp/yoshiki/hokenfukushi/fukushi/hogo/0322n0090.html>

### 【納入方法】

次のいずれかの方法でお支払い願います。

区 分	納入方法
納入通知書による振り込み	「通知等交付申請書」に記載された送付先住所に、納入通知書を送付します。納入通知書によりお振込みいただきます。
キャッシュレス決済	「いばらき電子申請・届出サービス」による申請手続きにおけるキャッシュレス決済（クレジットカード・ペイジー）によりお支払いいただきます。
対面でのお支払い（注1）	茨城県本庁舎（水戸市笠原町 978 番 6）の福祉政策課（15階南側執務室）にてお支払いいただきます。
現金書留（注2）	当課宛て現金書留を郵送いただきます。

（注1）対面によるお支払いは、現金のみの取扱いとなります。対面でのキャッシュレス決済はできませんのでご注意ください。

（注2）現金書留の送付先は次のとおりです。

住所：水戸市笠原町978番6（〒310-8555）

宛名：茨城県福祉部福祉政策課 保護担当 行

### 【注意事項】

納められた費用及び郵送料を返還することはできませんのでご注意願います。

### 【お問合せ先】

茨城県福祉部 福祉政策課 保護担当

電話 029-301-3164